

平成16年12月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成16年(行ウ)第18号 法人文書不開示処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成16年9月24日

判 決

岐阜市光栄町1丁目1番2号 402号室

原 告 兼 松 秀 代  
同 訴訟代理人弁護士 新 海 聡

茨城県那珂郡東海村村松4番地49

被 告 核燃料サイクル開発機構  
同 代表者理事長 殿 塚 勉 一  
同 訴訟代理人弁護士 小 澤 雄 市  
同 光 飛 田 透 子  
同 浦 田 昭  
同 指 定 代 理 人 山 崎 栄 一 郎  
同 田 代 孝 治  
同 大 村 百 合 枝  
同 高 村 一 男  
同 松 村 広 士  
同 佐 藤 隆 博  
同 中 西 昌 夫  
同 徳 本 千 鶴

主 文

- 1 被告が原告に対してなした、別紙目録1ないし3記載の一部不開示決定のうち、同目録1記載の「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」、同目録2及び3記載の「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」をそれぞれ不開示とする部分を取り消す。

選定が原子力発電環境整備機構により全国的な公募によって行われるものとされたことや、被告の業務内容が中間貯蔵施設の立地等とされたことを知らない者や、それらに関する前述の経緯や業務の進行状況等の理解が十分でない者にとっては、なおそれらの地区が上記処分予定地として既に選定されているのではないかと、あるいは、被告が処分予定地を選定しようとしているのではないかと疑念を抱き、そのために被告の業務に対して批判的な姿勢が示される事態が予想されないわけではない。

しかし、仮に、そのような疑念を生じさせる可能性があるとするれば、その疑念を生じさせる直接の原因は、高レベル放射性廃棄物の処分予定地の選定の主体や方法、その進捗段階、被告の業務内容やその経緯、進行状況等、これら各独立行政法人の活動内容や経緯等について、関係者の理解を得ることがいまだ十分でないことによるものというべきであって、本件係争部分が開示されることによるものとは解されない。

すなわち、被告は、動燃事業団であった当時、処分予定地選定のための有効な地層の調査（第2段階）として全国的に地層等の調査を行ったが、更に精密調査、深地層試験等を経て処分予定地を選定するとされていたこと、その後、処分予定地の選定は原子力発電環境整備機構が公募によって行うこととされ、被告は現在では高レベル放射性廃棄物の処分予定地の選定業務を行っておらず、その業務は中間貯蔵施設の立地であることなどについて、関係者の理解を得るための説明その他の努力を尽くすことによって、本件各文書の調査対象地区が高レベル放射性廃棄物の処分予定地等として既に選定されているのではないかと、あるいは、被告が高レベル放射性廃棄物の処分予定地を既に選定し、又は今後選定しようとしているのではないかなどという上記の被告主張にかかる疑念に対処すべきものというべきである。

(2) 上記のような説明等によっても、関係者らの一致した理解を得ることについては、関係者らの利害の状況いかんによって困難なところがあることも予

想されるところである。

しかしながら、法1条は、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定め、独立行政法人が国民に対する説明の責務を全うし、国民の批判を仰ぎ、その理解を得るように定めている趣旨に照らせば、国民の理解を得ることが困難であることを理由として保有する情報を非開示とすることは許されず、それは独立行政法人の説明の責務を放棄するに等しいものというべきである。

(3) 原子力に関する業務は、国民生活に与える影響が大きく、また、それを巡る賛否等についても多様な議論があるところであるから、被告の業務内容等について国民の理解と信頼を得るために情報の公開が望まれるのであって、国民への説明や理解を得ることの困難さ、また、それから生じる疑念や誤解等、そして、被告の業務に対する批判的な報道や運動等が予想されるとしても、上述したとおり、それらは、本件係争部分が開示されることによるものではないというべきであって、その開示によって、法5条4号本文の被告の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するとは認められない。

4 以上のとおりであって、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第7部

裁判長裁判官 中 村 直 文